

2016 no.2

MIZUHO Research & Analysis

英国国民投票の結果と今後の展望
～EU離脱で高まる不確実性と日本産業への影響～

《 構 成 》

- | | |
|-------------------------|------|
| 1. 国民投票の結果と離脱選択後のプロセス | P 2 |
| 2. EU離脱がもたらす経済・金融市場への影響 | P 8 |
| 3. 日本産業への影響 | P 14 |

● 1. 国民投票の結果と離脱選択後のプロセス

～離脱選択は長い交渉過程の始まり～

(1) 国民投票は、残留48%対離脱52%で、離脱が決定

- 英選挙管理委員会によれば、英国民はEU離脱を選択
 - ・ 地域別にみると、スコットランドやロンドンでは残留支持も、イングランド住民はEU離脱を選択

【 国民投票の結果 】

	残留	離脱
イングランド	47%	53%
北アイルランド	56%	44%
スコットランド	62%	38%
ウェールズ	47%	53%
全英	48%	52%

(資料) 英選挙管理委員会より、みずほ総合研究所作成

(2) 次の注目はEUへの「脱退通告」に

- 次の注目は、英国政府がいつEU理事会に対して脱退の通告を行うかに
 - ・ EU条約第50条によれば、脱退通告がトリガーとなり、EUからの脱退プロセスが開始される
—— 脱退通告後から2年後に、EU法は英国での効力を失う
 - ・ 離脱派は、「即時の通告は不要」との立場。まずは非公式に交渉の上、目処が立った時点で通告することを主張

【 EU条約第50条(連合からの脱退) 】

欧州連合条約第50条(連合からの脱退)

- 1 いずれの構成国も、その憲法上の要件に従って連合から脱退することを決めることができる。
脱退を決定する構成国は、その意図を欧州理事会に通告する。 欧州理事会が規定する指針に照らして、連合は、当該構成国との連合の将来の関係についての枠組みを考慮に入れ
- 2 て、脱退のための取り決めを規定する当該国との協定を交渉し締結する。同協定は、欧州連合の運営に関する条約第218条3に従って交渉する。それは、**欧州議会の同意**を得て、**特定多数決により議決する理事会**により連合のために締結する。
- 3 基本条約は、脱退協定の効力発生の日又はそれが無い場合にはこの条2にいう**通告の後2年で当該国に適用されなくなる**ものとする。ただし、欧州理事会が**当該構成国の同意を得て**全会一致でこの時間を延長することを決定する場合はこの限りではない。
- 4 この条2及び3の適用上、**脱退しようとする国の欧州理事会又は理事会の構成員はこれに関する欧州理事会の討議又は決定に参加してはならない。**
特定多数は、欧州連合の運営に関する条約第238条3(b)に定義する。
- 5 連合から脱退した国が再加盟することを求める場合、その要求は、第49条にいう手続きに従う

(注) 赤字は筆者。

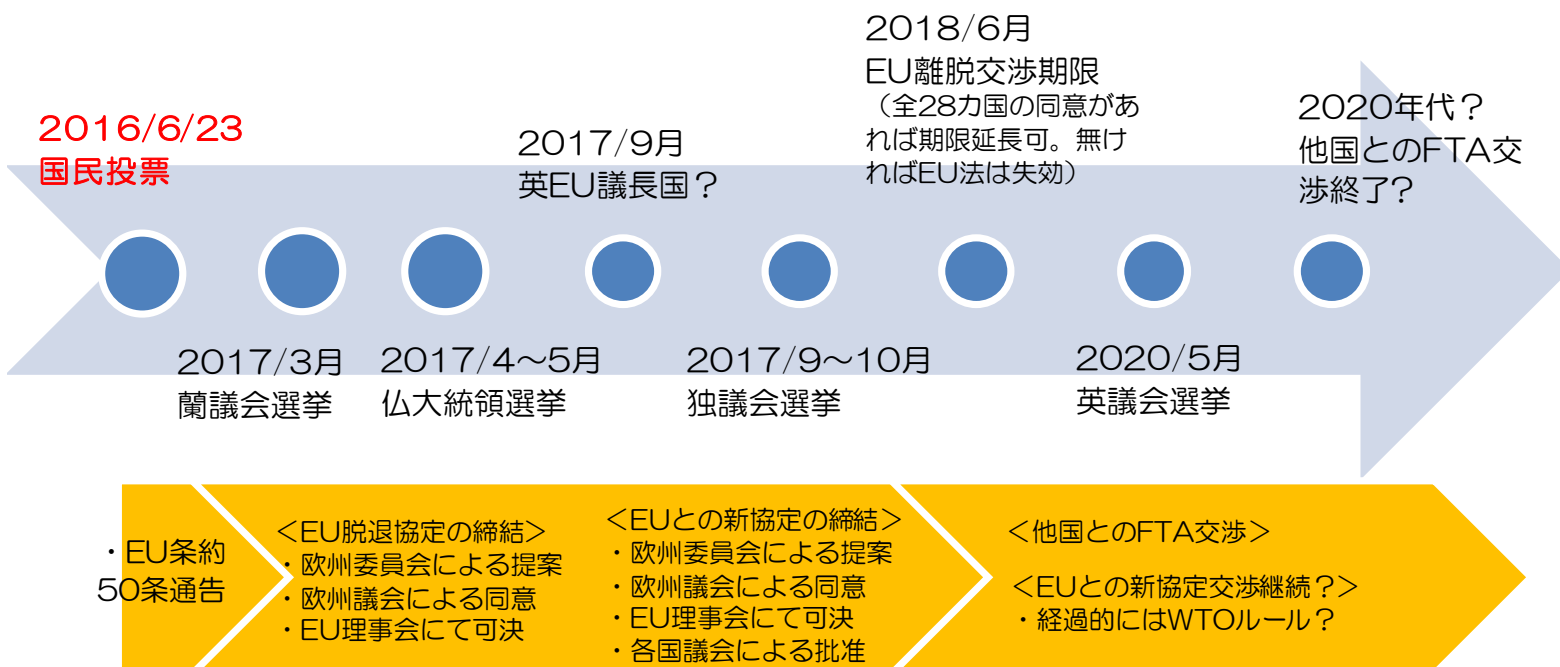
(資料) 東信堂「ベーシック条約集」より、みずほ総合研究所作成

(3) 離脱決定後の交渉は2020年代後半までかかる可能性

○ 英国はEUや他国との間での長い交渉へ

- ・ 離脱決定後の交渉は大きく二段階に分かれ、まずEUとの交渉、次いで他国との交渉が行われる見込み
 - 交渉は2020年代後半まで続く可能性
 - 2017年に大統領選、議会選を控える独仏蘭は、国内のEU懐疑政党を勢いづかせないために、英国に安易な妥協はしない可能性
 - 離脱派は、2020年5月の次回総選挙までに、脱退・新協定の交渉を終えればよいというスタンス

【英国がEUを離脱した場合のプロセス】



(資料) 英政府、各種報道等より、みずほ総合研究所作成

(4) EUとの新協定は、経済に的を絞った包括的な協定が目指される可能性

- 英国とEUの間の新協定は、オーダーメイドな包括的経済協定(CETA)が目指される可能性大
 - ・ EU法を全て受け入れるノルウェー・オプションや、120以上の個別合意を結ぶスイス・オプションは取りづらい選択肢
 - 離脱派は、カナダ型のFTAを目指す意向を表明済み
 - 今後のEUとの交渉を、残留派議員の数が多い英下院でどのように可決していくかが焦点に

【英国とEUの新協定を巡る「5つのオプション」】

	自由な市場へのアクセス				EU法の影 響	EU予算へ の拠出	意思決定 への参加
	財	サービス	金融サービス (注)	人			
1 EFTA(欧州自由貿易連合)+EEA (欧州経済領域) (ノルウェー・オプション)	○	○	○	○	受ける	有り	不可
2 EFTA+EUとの個別合意 (スイス・オプション)	○	△(非常に 限定的)	×	○	受ける	有り (部分的)	不可
3 包括的経済協定(CETA) (カナダ・オプション)	○	△ (部分的)	×	×	一部	無し	不可
4 EUとの経済協定なし (WTO・オプション)	×	×	×	×	一部(EU向 け財輸出)	無し	不可
5a 英国の現状(EUメンバー)	○	○	○	○	受ける	有り	可
5b 離脱の場合に英国が目指すもの	○	○	○	△ (部分的)	一部	無し	不可

(注)ここでの金融サービスとは、金融機関がEU域内に子会社を設置することなく、直接的に金融サービスを提供することを指す。

(資料)The City UK “A Practitioner’s Guide To Brexit”, Open Europe “ Trading Places: Is EU Membership Still the Best Option for UK Trade”, HM Government “Alternatives to membership: possible models for the United Kingdom outside the European Union”等を元に、みずほ総合研究所作成

(5) 英国のEU離脱過程には不明な点が数多く、先行きは極めて視界不良

- 英国にとり今後最も重要となるのは秩序だった離脱。しかし、英国のEU離脱過程には不明な点が数多い
 - ・ 大きく分けて、①EUへの脱退通告のタイミング、②英国とEU及び第三国との交渉の期間や内容、③英国内の意思決定

【 英国のEU離脱過程を巡る不明点 】

① EUへの脱退通告のタイミング	キャメロン首相は投票で離脱が決まった場合の即時通告を表明している一方、離脱派はすぐに通告を実施せずにEUと非公式に協議を実施すべきと主張。EUへの通告時期を遅らせることは、時間切れによるEU法失効のリスクを低下させ、英国が交渉上不利な立場に陥ることを防ぐ効果。一方で、EUとの交渉の長期化はそれ自体が大きなリスク
② 英国とEU及び第三国との交渉の期間や内容	EU離脱派は、米国や日本など第三国ともすぐに経済協定に関する交渉が開始できると考えているが、米国や日本がそれに応じる保証はない。過去の事例からは、EUとの新協定交渉には4年前後の期間がかかる模様。EU側は2017年には蘭議会選挙(3月)、仏大統領選挙(4・5月)、独議会選挙(8～9月)が行われる予定。いずれもEU懐疑政党が台頭しており、安易に英国に妥協しない可能性。EUとの交渉内容についても、欧州経済領域(EEA)に加盟することで、従来同様の単一市場へのアクセスを確保するノルウェー・オプションから、EUと自由貿易(FTA)を結ぶカナダ・オプション、何も合意しないWTO・オプションまで、選択肢は様々
③ 英国内の意思決定	国民投票で離脱が多数を占めたことで、今後英国では、EU関連法案の廃止や英国法への変更に加え、EUとどのような新協定を結んでいかなどが協議される。意思決定は下院で行われるとみられるが、現在の下院はEU残留派が離脱派よりも多数を占める。理論的にはEU残留派は下院の数的優位を使って、今後の決定を主導していくことが可能であり、それは国民投票による民意の一部に反する可能性

(資料)みずほ総合研究所作成

● 2. EU離脱がもたらす経済・金融市場への影響

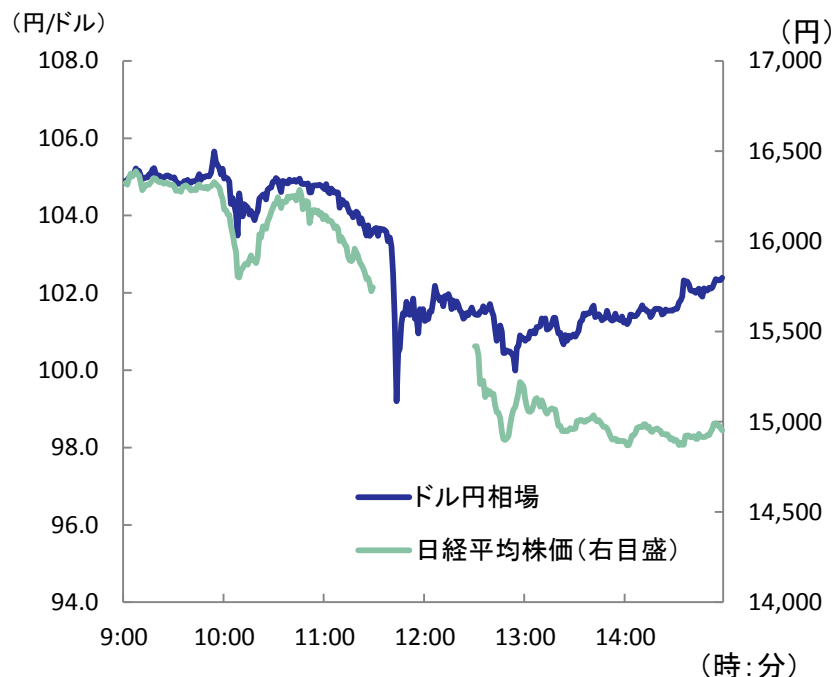
～金融市場はBrexitに円高・株安で反応～

(1) 24日の東京市場ではポンド安・円高・株安が進む

○ 24日の東京市場では、ポンド安、円高、株安が進む

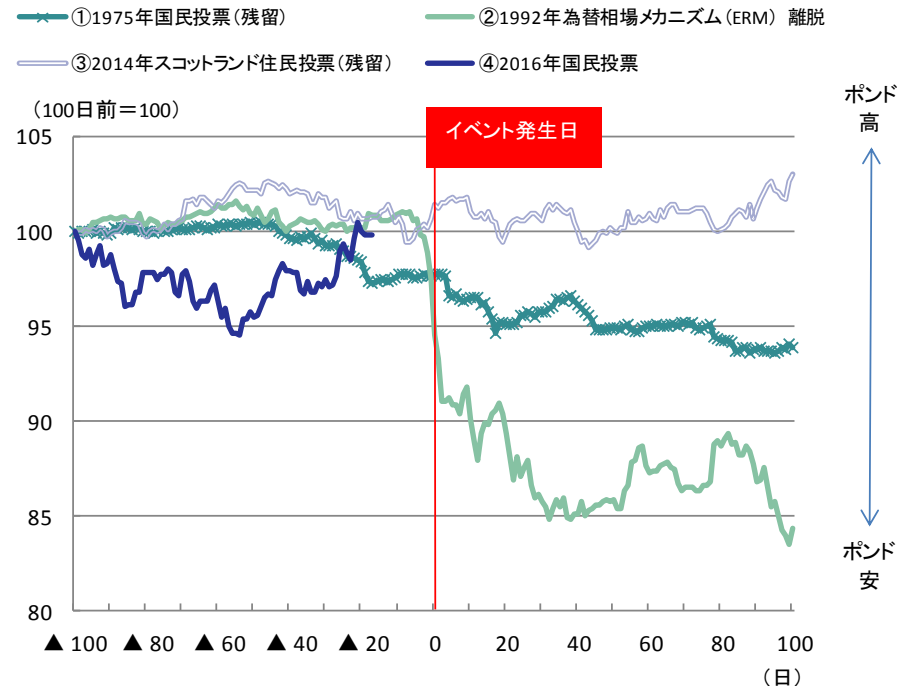
- ・ 欧米の株式市場でも株価の全般的な下落が予想される。債券市場では、質への逃避により長期金利が低下
- 1992年に英国が為替相場メカニズム(ERM)から離脱した際には、英ポンド(実効レート)は1カ月で15%程度下落

【ドル円相場と日経平均株価の推移】



(資料) Bloombergより、みずほ総合研究所作成

【過去の実効英ポンド相場の推移】



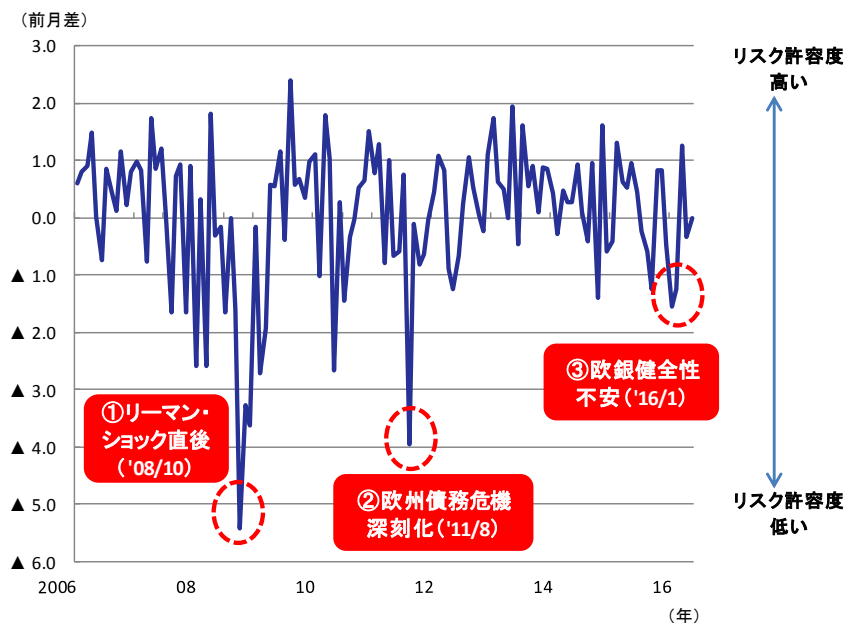
(注) ①1975年国民投票時の実効ポンド相場は、みずほ総合研究所による推計値。
(資料) Bloombergより、みずほ総合研究所作成

(2) リスク回避姿勢が長期化すれば、円高圧力が残存する可能性も

○ 金融市場のリスク回避姿勢が長期化すれば、円高圧力が残存する可能性も

- ・ みずほ総研が開発した投資家のリスク許容度指数をみると、過去のリスクイベント時にはリスク許容度は大きく低下
 —— 過去と同程度までリスク回避姿勢が強まれば、単月での初期のショックとして、ドル円相場は2~6円の円高圧力、株価は1,000~3,000円の下落圧力になるとの試算結果に

【グローバル市場のリスク許容度指数】



(注)13の金融指標から投資家のリスク許容度を推計。
 (資料)Datastream、Bloombergなどより、みずほ総合研究所作成

【リスク回避度が高まった場合のドル円相場、日経平均への影響試算】

過去のイベント	リスク許容度指数の5月実績とイベント発生時の差	推計値(当月の変化)	
		ドル円相場 (単位:円)	日経平均 (単位:円)
2008年10月 ①リーマン・ショック直後	▲ 5.4	▲ 5.9	▲ 3,276
2011年8月 ②欧州債務危機の深刻化	▲ 3.9	▲ 4.3	▲ 2,381
2016年1月 ③欧銀健全性への懸念の高まり	▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 940.4

(注)ドル円相場、日経平均株価、米日10年債利回り差、リスク許容度指数からなる4変数VARモデルを構築し、インパルス応答関数により推計。推計値は、現状水準(ドル円相場:1ドル=110円、日経平均:16,000円)を基準に計算。推計期間は2008年1月から2016年5月。

(資料)Datastreamより、みずほ総合研究所作成

(3) 円高・株安が持続すれば、経済成長の足かせに

○ 円高・株安が持続すれば、日本経済にも下押し圧力となる公算大

- ・ みずほマクロモデルによる試算では、円高、株安が続けばGDPには0.1%から0.8%の下押し圧力に
 - 英国の景気後退(内需減)が日本の輸出に与える直接的な影響は限定的。主に不確実性の高まりに伴う金融市場の変化が、実体経済に及ぼす悪影響が懸念される
 - 円高となれば、物価にも下押し圧力

【円高・株安が日本経済に与える影響】

①リーマンショック直後と同程度
(5.4%の円高、20.5%の株価下落)

	円高	株安
GDP	▲ 0.18%pt	▲ 0.82%pt
個人消費	0.02%pt	▲ 0.66%pt
輸出	▲ 0.70%pt	0.01%pt
CPI	▲ 0.13%pt	▲ 0.02%pt

②欧州債務危機の深刻化と同程度
(3.9%の円高、14.9%の株価下落)

	円高	株安
GDP	▲ 0.13%pt	▲ 0.60%pt
個人消費	0.01%pt	▲ 0.48%pt
輸出	▲ 0.51%pt	0.00%pt
CPI	▲ 0.09%pt	▲ 0.01%pt

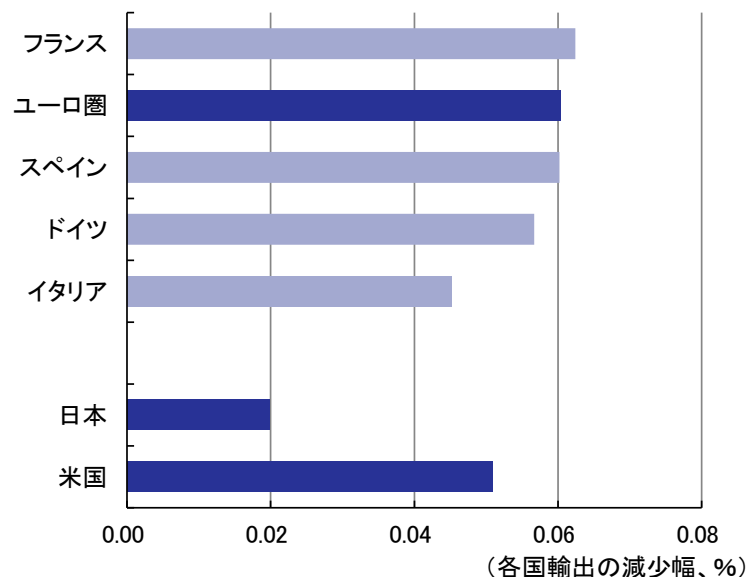
③欧銀健全性懸念の高まりと同程度
(1.5%の円高、5.9%の株価下落)

	円高	株安
GDP	▲ 0.05%pt	▲ 0.24%pt
個人消費	0.00%pt	▲ 0.19%pt
輸出	▲ 0.20%pt	0.00%pt
CPI	▲ 0.04%pt	▲ 0.01%pt

(注) みずほマクロモデルによる試算。①から③のケースにおける円高、株安が個別に年間を通じて進んだ場合のGDP並びに各需要項目、物価への影響。変化が起こらない場合と比較した場合の、GDP、個人消費、輸出、消費者物価指数の変化率。

(資料) みずほ総合研究所作成

【英国の内需が1%減退した場合の輸出への影響】



(注) 英国の内需が1%減少した場合に、各国・地域の輸出がどれだけ減少するかを国際産業連関表により試算。

(資料) Timmer, M. P. et. al.(2015), "An Illustrated User Guide to the World Input-Output Database: the Case of Global Automotive Production", Review of International Economics, 23: 575-605より、みずほ総合研究所作成

(4) 英国金融街シティへの影響は？

- 金融セクターでは、金融サービスと金融インフラの両面への影響が注目される
 - ・ 金融サービスへの影響としては、EU単一パスポート(免許)を英銀や第三国金融機関が喪失した場合の影響に注目
 - 大陸拠点において新たに現地法人を設立して、単一パスポートを取り直す必要があるかどうか？
 - ・ 金融インフラへの影響としては、英国内でのユーロ決済業務を行えるかどうかといった点に注目
 - EU離脱により、決済機能の一部が大陸欧州に移ってしまう可能性は否定できず

【金融サービスに関するEUパスポート制度の概要】

欧州金融単一パスポート(単一免許)制度

EU域内のいずれかの国で、金融サービス提供に関する事業免許を得れば、他の加盟国のどこでも自由に金融サービスの提供や支店の設立が認められる制度

パスポートの種類	対象業	主な対象サービス
資本要求指令(CRD)パスポート	銀行業	預金、貸出、リース、支払いサービス、保証、電子マネー等も含む
金融商品市場指令(MiFID)パスポート	投資サービス業	証券やデリバティブ商品、クレジット商品など金融商品の受注や注文執行。ポートフォリオ管理、投資アドバイス等も含む

(資料)EU、EBAより、みずほ総合研究所作成

【清算機関の立地を巡るECBと英財務省の争い】

ECBによる清算機関の立地政策に関する指針(2011/7/5)

ユーロ圏域外のクリアリングハウス等の清算機関が機能不全に陥った場合、ユーロ圏内の決済システムに悪影響を及ぼす。

ユーロ建ての取引決済を行う(金融)インフラをユーロ圏内に設立し、域内で運営・運用上の管理・責任を負うべき。

英政府の訴え

ECBの主張は、自由なサービスや資本の移動というEU単一市場の基本原則に反する。

欧州司法裁判所の判決(2015/3/4)

ECBによる、中央清算機関をユーロ圏内に設置すべしという**要求を棄却**する。

EU運営条約127条(ESCBの行う基本的任務)により、ECBの権限は支払システムに限定されており、証券の清算機能を規制する権限はない。

ESCB/ECB **定款第22条**の中にも、証券の清算機関に関する明示的な言及はない。

もしもECBがそうした権限が必要と考えるならば、EU運営条約129条3項(ESCB定款の変更)に基づき、定款22条を変更する必要がある。

EU運営条約129条3項

ECB定款第5条1、同2、…第22条…は、**欧州議会と理事会により**、通常の立法手続きに従い修正することが出来る。

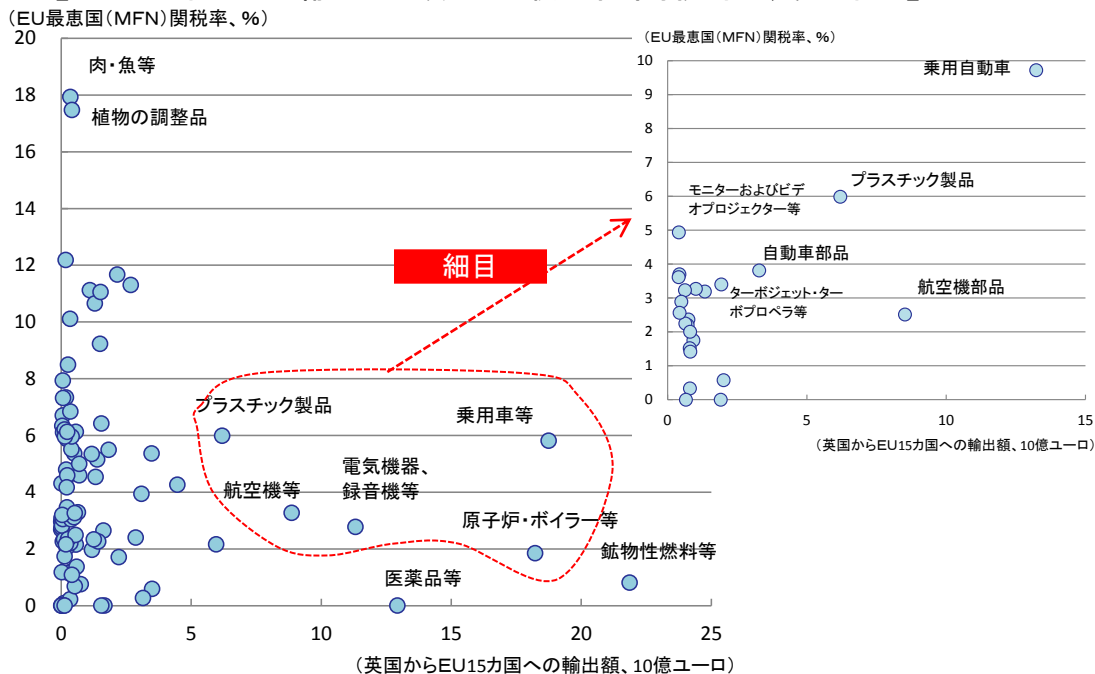
(注)筆者による抄訳、赤線部は筆者による。

(資料)欧州司法裁判所、EUR-lexより、みずほ総合研究所作成

(5) 在英製造業への影響は？

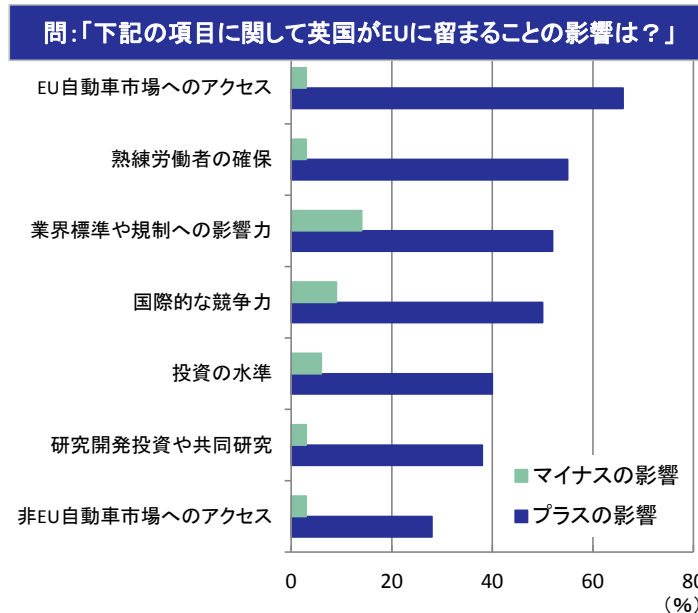
- 在英企業への影響はEU離脱後の交渉次第。大陸欧州に輸出する製造業は関税等のコスト負担が増す可能性も
 - ・ WTOのアゼベド事務局長は、英国がEUを離脱しWTOの枠組みのみとなれば「年間90億ポンドのコスト増」とコメント
 - 英国のユーロ圏向け輸出額と、EUの最恵国(MFN)関税率の関係をみると、輸出額という観点で影響が大きい品目は自動車、航空機部品、電気機器など。税率では、食料品等の関税率が総じて高め
 - EU離脱派エコノミストは、英国への輸出品に対しては一方的に関税を掛けない案を提案(シンガポールタイプ)
 - 市場アクセスに加えて、自由な人材登用なども英国に本拠を置く魅力の一つ

【ユーロ圏向け輸出金額とEU最恵国関税率(製造業)】

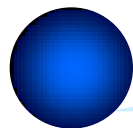


(注)たばこ製品(関税率44.7%)を除く輸出品。大分類での関税率は細目の単純平均。
輸出金額は2015年の実績。
(資料)WTO、Eurostatより、みずほ総合研究所作成

【英自動車工業会メンバーへのアンケート】



(注)ComResは、英自動車工業会(SMMT)のメンバー204社に対して、1月14日から2月17日にかけて調査を実施。ComResは、British Polling Councilのメンバーであり、そのルールを遵守している。
(資料)ComResより、みずほ総合研究所作成



3. 日本産業への影響

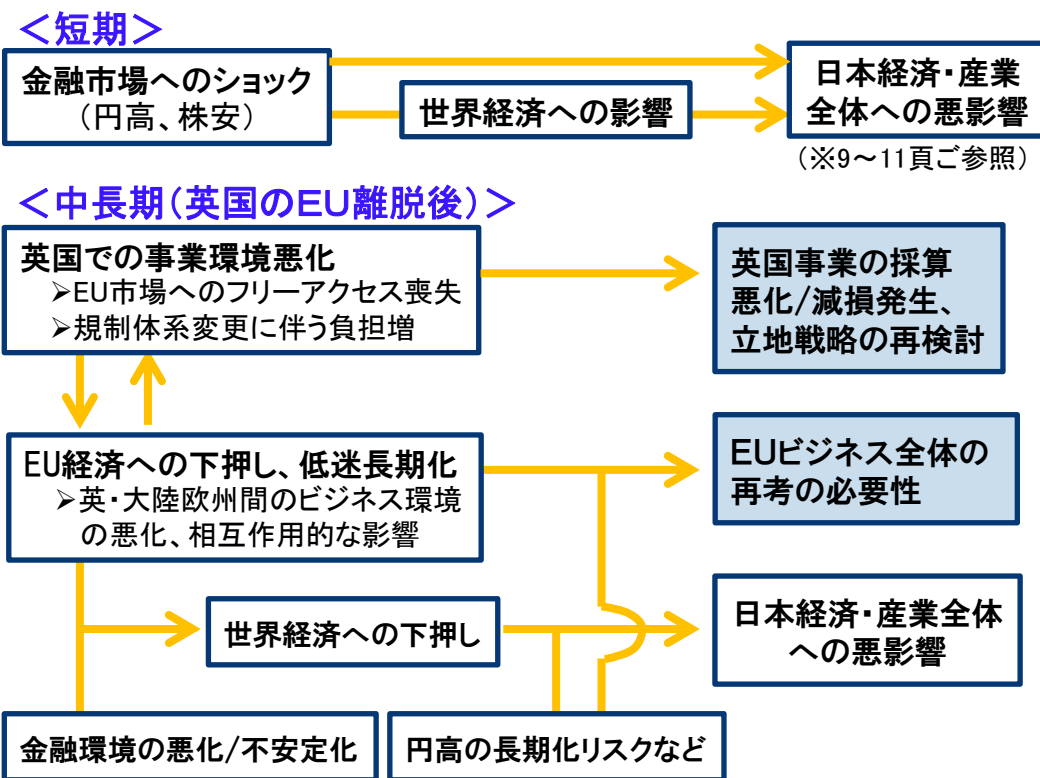
～変わる英国の位置付け:立地戦略の再考が必要に～

(1) Brexitの日本産業への波及経路 ～欧州事業全体に悪影響が及ぶ虞

- Brexitによる日本産業への短期的な影響としては、円高・株安を通じた影響が中心と考えられる(9～11頁ご参照)
- 中長期(英国のEU離脱後)では、円高長期化リスクなどに留まらず、英国の事業環境悪化、英国と経済的結び付きの深い大陸諸国への波及も想定され、日本企業にとってはEUでの事業戦略全体の再考を迫られることに
 - ・ 英国とEUの交渉を確認しつつ、事前の危機管理を検討していくことが必要
 ⇒自社の欧州でのビジネスモデル・経営管理体制等を踏まえ、事業採算面や規制対応負担の観点から検討が求められる

【 Brexitによる日本産業への波及経路の考え方 】

【 Brexitに向けた危機管理の視点 】



		考えるチェック項目
ビジネス	顧客	英国から財・サービスを提供する、EU圏の顧客がどの程度いるか？
	貿易	EUへの財輸出、又はEUからの財輸入がどの程度あり、輸出入品にEUの最恵国税率が課された場合に、コスト等での程度の影響を受けるか？
	金融サービス	EUパスポートを英国で取得し、それを利用してEUでのビジネスを行っているか？行っている場合、他にEUパスポートを取得できるEU内の拠点があるか？
社内	人材	英-EU間の国境をまたぐ人材登用、異動等がどの程度あるか？
	規制/法制	EU指令・EU規則などEU法に基づき制定された英国法制に自社がどの程度影響を受けているか？EU法制が英国法制に置き換わることで、既存契約が影響を受ける可能性があるか？
その他	金融市場	英ポンドや、ユーロの対円や対ドルでの下落に対してどこまで影響を受けるか？

(資料)みずほ銀行産業調査部作成

(資料)みずほ総合研究所作成

(2) 日本産業にとって重要な投資先である英国・EU

- 日本産業にとっての英国は、主要輸出先ではないものの、直接投資残高が大きい重要な投資先であり、特に非製造業の割合が大。また、在英現法はEU内で最大の売上規模があり、欧州事業における重要拠点との位置付け
- EU全体では輸出の約1割、直投残高の約2割を占める、日本にとって主要な貿易・投資先
- 在EU現法の特徴は、域内売上比率が高く、仕入の多くを日本からの輸入で賄っていることで、米国現法と類似
 - ・ なお、中国、ASEANでは現地調達割合が高く、日本への販売割合も相応の比率

【 日本の各国・地域向け輸出・投資額等 】

	輸出 (財+サービス) (兆円)	対外直接投資残高 (兆円)		日系企業数 (社数)	海外現法売上高 (兆円)	海外現法売上高の 内、日本向け売上 (輸出)比率(%)		日本からの 仕入比率(%)
		内、製造業 (兆円)	内、非製造業 (兆円)			内、域内売上 比率(%)	内、域内売上 比率(%)	
英国	2.5	10.4	7.7	1,021	8.9	—	—	—
EU	11.2	32.6	18.3	6,348	35.0	5.5	83.1	40.6
米国	20.2	49.8	29.7	7,849	81.5	5.3	88.6	34.2
中国	15.6	13.0	4.3	33,390	51.3	16.0	79.9	25.9
ASEAN	14.7	19.8	8.9	9,658	55.5	17.3	73.7	19.0
その他	33.6	32.7	20.8	13,884	48.8	—	—	—

(注1)輸出は2015年、対外直接投資残高は2015年末時点、日系企業数は2015年10月時点、海外現法数、同売上高は2014年度。

(注2)海外現法売上高の域内売上比率は、(現地販売額+第三国向け輸出額の内、当該国・地域を含む近隣地域)/海外現法売上高合計。

(注3)日本からの仕入比率は、海外現法の仕入総額に占める日本からの仕入(輸入)の割合。

(資料)財務省「貿易統計」、日本銀行「地域別国際収支」、「対外直接投資残高(地域別・業種別)」、外務省「海外在留邦人数調査統計」、経済産業省「海外事業活動基本調査」よりみずほ銀行産業調査部作成

(3) 英国・EU向け輸出 ～EU向けは約1割を占め、アジア・米国に次ぐ市場

- 対英財輸出は1.3兆円(2%弱)だが、対EUでは8兆円、輸出全体の約1割を占める
 - ・ 主要輸出品は、英国向けでは自動車・同部品。EU全体では自動車・同部品に加えて、一般機械や電気機器も金額が大
- 対英・対EUサービス輸出は財輸出よりも世界シェアが高く、特に金融サービスが大

【日本の対英・EU向けの財・サービス輸出額(2015年)】

(ご参考)

	英国 (兆円)	英国シェア (英国/輸出 合計、%)	EU (兆円)	EUシェア (EU/輸出 合計、%)	米国 (兆円)	中国 (兆円)	ASEAN (兆円)
財輸出総額	1.3	1.7	8.0	10.6	15.2	13.2	11.5
自動車・同部品	0.4	2.6	1.7	10.7	5.3	1.1	1.2
一般機械	0.2	1.7	2.0	13.6	3.4	2.5	2.4
内、原動機	0.1	3.4	0.3	13.4	0.8	0.3	0.4
電気機器	0.2	1.3	1.5	11.2	2.2	3.1	2.2
化学製品	0.1	0.8	0.7	9.2	0.9	2.0	1.0
原料別製品	0.1	0.9	0.6	6.4	1.1	1.7	2.2
その他	0.3	2.2	1.6	10.1	2.5	2.7	2.5
サービス輸出総額	1.2	6.1	3.2	16.3	4.9	2.4	3.2
金融サービス	0.4	31.3	0.5	44.1	0.3	0.0	0.5
知財権等使用料	0.2	5.3	0.6	12.6	1.8	0.5	0.6
旅行・輸送	0.2	2.5	0.8	11.2	1.0	1.6	0.8

(資料)財務省「貿易統計」、日本銀行「地域別国際収支」よりみずほ銀行産業調査部作成

(4) 英国・EU向け直接投資残高 ～英国向け直投残高は第4位、非製造業が中心

○ 英国向け直接投資残高は約10兆円と国別では第4位、EU全体では33兆円規模

- ・ 対英直投残高は非製造業のウェイトが大きく、非製造業の半分が金融。また、英国には欧州統括会社が多いと言われる
- ・ 製造業では、食品、電機(含む重電)、化学・医薬、輸送機械(自動車)などが中心

【日本の国別対外直接投資残高(2015年末)】

残高上位国	直接投資 残高(兆円)	構成比(%)	
		製造業	非製造業
1 米国	50	40.3	59.7
2 中国	13	66.5	33.5
3 オランダ	12	52.8	47.2
4 英国	10	25.9	74.1
5 豪州	8	18.2	81.8
6 タイ	6	63.4	36.6
7 シンガポール	6	34.8	65.2
8 韓国	4	51.7	48.3
9 インドネシア	3	61.9	38.1
10 香港	3	22.9	77.1
(EU)	33	43.9	56.1

【英国・EU向けの業種別直接投資残高(2015年末)】

	英国残高 (兆円)	構成比 (%)	英国シェア (%)	EU残高 (兆円)	構成比 (%)	EUシェア (%)
全産業	10.4	100	7.0	32.6	100	22.0
製造業	2.7	25.9	4.1	14.3	43.9	21.8
食料品	0.7	6.8	7.9	3.1	9.6	35.3
電気機械	0.5	4.5	4.1	2.7	8.4	24.5
化学・医薬	0.3	3.1	2.8	2.0	6.2	17.8
輸送機械	0.2	2.2	1.7	2.5	7.6	19.1
その他	2.1	20.6	4.6	3.9	12.1	18.5
非製造業	7.7	74.1	9.4	18.3	56.1	22.2
金融	3.4	32.3	11.4	6.1	18.6	20.6
卸・小売	0.8	7.8	3.9	4.4	13.4	20.9
その他	3.5	34.0	11.1	7.8	24.1	24.6

(資料)日本銀行「対外直接投資残高(地域別・業種別)」よりみずほ銀行産業調査部作成

(5) 日本企業の在英・在EU現法 ～現法売上に占める卸売(販売子会社)の割合が大

- 在英の日系企業数はEU内ではドイツに次ぐ社数、従業員数ではEUで最大
- 英国現法の売上高は約9兆円、EU全体では35兆円(世界全体の約13%)の売上規模。それら売上高の約半分が卸売業
 - ・ 製造業では輸送機械が最大
 - ・ 卸売の売上高が大きいことは、欧州における販売子会社が多いことの表れとみられる

【日系企業数(2015年)と従業員数(2014年度)】

	日系企業数 (社数)	常時従業員数 (万人)
EU	6,348	44
ドイツ	1,777	7
英国	1,021	14
フランス	726	4
スペイン	370	1
オランダ	362	4
ベルギー	232	3
ポーランド	285	—
米国	7,849	66
中国	33,390	179

【国・地域別海外現地法人(除く金融・保険・不動産)の売上高(2014年度)】

	英国 (兆円)	構成比 (%)	EU内の英国 シェア(英国 /EU、%)	EU (兆円)	構成比 (%)	EUシェア (EU/世界 全体、%)
全産業	8.9	100	25	35.0	100	13
製造業	3.0	34	24	12.5	36	10
輸送機械	1.1	13	23	4.8	14	8
一般機械	0.5	6	36	1.4	4	13
食料品	0.3	3	54	0.5	1	9
化学・医薬	0.3	4	16	2.0	6	17
電気・情報通信機械	0.2	2	12	1.8	5	8
非製造業	5.8	66	26	22.6	64	16
卸売	4.1	46	22	18.2	52	18
小売	0.4	4	49	0.7	2	8

(注)企業数は海外在留邦人数調査統計、常時従業員数は海外事業活動基本調査。両者では調査方法、対象のカバレッジが異なる点に留意のこと。

(資料)外務省「海外在留邦人数調査統計」、経済産業省「海外事業活動基本調査」よりみずほ銀行産業調査部作成

(6) 在EU現地法人の商流 ～現地化率が低く、売上の大部分が欧州域内

- 在EU現法の販売先は欧州域内(進出国と近隣欧州諸国)で8割超を占め、仕入の約4割が日本という構造。但し、日本からの仕入割合が高いのは、売上の半分超を占める卸売が中心
- ・ 製造業では現地調達割合が高く、約6割(米国現法の現地調達比率は5割強)
- ・ 自動車では近隣諸国への輸出販売比率が高いが、化学・医薬、電機などでは所在国での売上が中心と、欧州内での販路には違いがみられる

【 在EU現地法人の売上高・仕入額(2014年度) 】

	売上高 (兆円) ①	現地販売額 (兆円) ②	現地比率 (%) ③=②/①	欧州域内 輸出額(兆円) ④	欧州域内 比率(%) ⑤=④/①	広義欧州域内 売上比率 (③+⑤)	EUシェア EU現法売上高/ 海外現法売上高 合計	日本からの 仕入割合 日本からの仕入 額/仕入総額(%)	域内仕入割合 (現地仕入額+第 三国の内、欧州か らの仕入額)/仕 入総額(%)
全産業	35.0	17.0	48	12.1	35	83	13	41	44
製造業	12.5	5.0	41	5.6	45	86	10	25	67
輸送機械	4.8	1.4	28	3.2	66	94	8	17	79
化学・医薬	2.0	1.3	62	0.5	25	87	17	26	64
電気・情報通信機械	1.8	1.1	61	0.4	23	84	8	41	35
一般機械	1.4	0.6	45	0.4	31	76	13	35	51
食料品	0.5	0.2	34	0.3	54	88	9	—	—
非製造業	22.6	11.9	53	6.5	29	82	16	48	33
卸売	18.2	9.6	53	5.6	31	84	18	52	30
小売	0.7	0.6	83	0.1	10	93	8	19	79

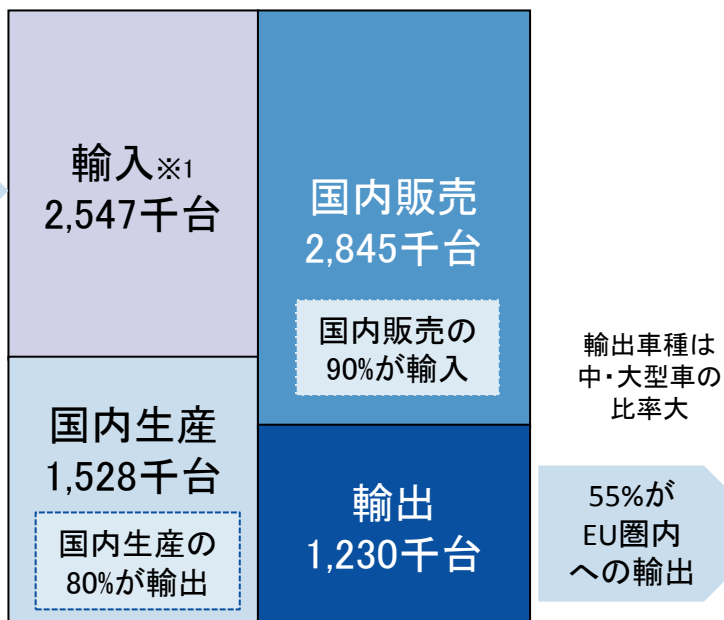
(資料)経済産業省「海外事業活動基本調査」よりみずほ銀行産業調査部作成

(7) Brexitの日本産業への影響 ①自動車 ~EU域内の分業体制に影響を及ぼす虞

- 英国の自動車産業はEU域内の分業体制の一端に位置付けられていると判断される
 - ・ 輸入比率・輸出比率、更には輸入先国、輸出先国のEU比率も高く、車種別では小型車を輸入し、中大型車を輸出している傾向が顕著
- 従って、英国がEU脱退となり、関税・非関税障壁が高まった場合、EU全体での分業体制に影響を及ぼす懸念がある
- 日系完成車メーカーにおいても、英国における自動車生産への影響は不可避
 - ・ EU圏内からの輸入は相対的に小規模だが、生産台数に占める輸出の割合、輸出先に占めるEU圏内の割合とも大きい

【英国自動車産業の現状】

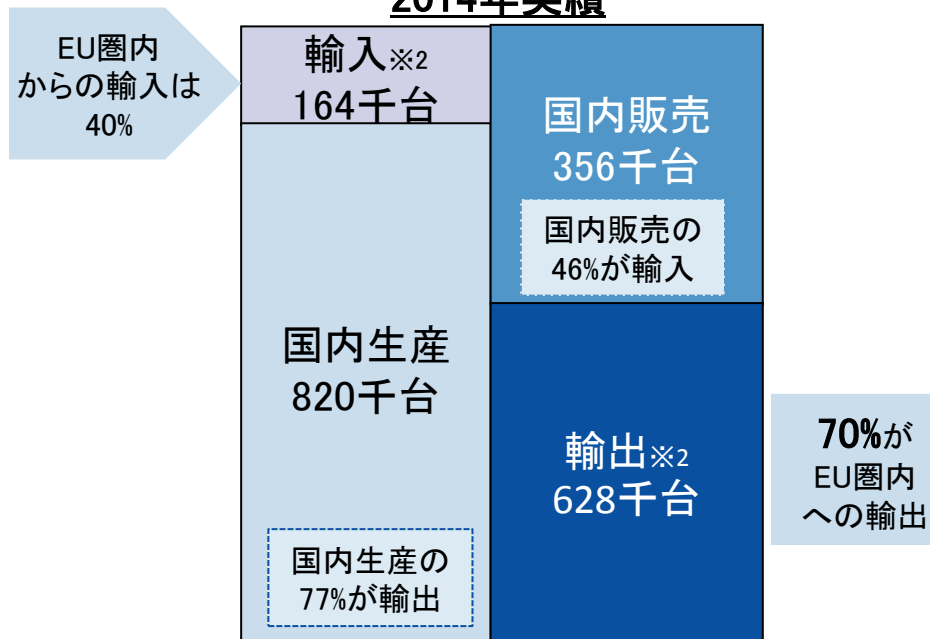
2014年実績



※1 便宜的に「輸入台数＝国内販売＋輸出－国内生産」にて算出

【英国における日系完成車メーカーの現状※2】

2014年実績



※2 販売シェア上位4メーカー（日産、トヨタ、ホンダ、マツダ）の合算値。輸出台数、輸入台数は弊行推計値

(資料) SMMT資料よりみずほ銀行産業調査部作成

②重電 ～英国への拠点設置メリットが薄れ、地域戦略の見直しが必要に

- 欧州は重電産業が業界再編を繰り返してきた結果、英国に本社を置く有力企業は残らず
 - ・ 再編の結果、ドイツ:Siemens、フランス:Alstom(→GEが買収)、スイス:ABBに収斂
- 日系重電メーカーは欧州におけるリーチを伸ばすべく、英国への参入を橋頭堡として欧州市場の取込を企図するも、英国のEU離脱により欧州における地域戦略の見直しが求められることに

【英国のEU離脱が日系重電メーカーの戦略に与える影響】

影響が想定される事項	従来	英国のEU離脱	今後生じ得る影響/対応
地域統括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州における地域統括機能を英国に配置 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州における地域統括機能のEU域内への移管・新設
生産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国に生産拠点を配置 → 英国向けの製品供給に加えて、EU域内にも輸出 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税賦課によるコスト増や輸出手続に伴うリードタイム長期化 → EU域内に生産拠点を新設する必要も
受注済案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国のインフラプロジェクトへの参画 → 製品供給に加えて、インフラの保守・運営事業にも参画することで、欧州におけるプレゼンスの向上を企図 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国のインフラプロジェクトの遅延 → 英国政府が推進するインフラプロジェクトのうち、EU加盟国企業が参画する案件についてペンディングとなる可能性 → 上記を受けて、日系重電メーカーが手掛ける同種の案件も遅延する懸念

(資料)みずほ銀行産業調査部作成

③製薬 ～研究開発面で影響、英国からの移転を検討する必要性も

○ 英国が離脱した際に考えられる影響は2点

- ① 研究開発: 他EU加盟国との共同研究機会の減少や、それに伴う研究開発人材の流出が見込まれ、英国の研究開発力が低下する虞
- ② 規制面: 欧州医薬品庁の本部が大陸欧州に移る場合、各製薬企業もリソースを英国から移転させる可能性
※薬価については各国で設定しているため影響些少

【 EU予算による研究開発機会の減少】

＜革新的製薬イニシアティブ(IMI)＞

- ・新薬開発を図るため製薬会社等に対して研究開発資金を交付することを目的として設立された機関
- ・EUと欧州製薬団体連合会が研究開発資金を負担

	IMI	IMI2
期間	2008年～2013年	2014年～2024年
人材	6,000人超の研究者	
予算	20億ユーロ	32.76億ユーロ
	EU(FP7) 10億ユーロ	EU 16.38億ユーロ
	EFPIA 10億ユーロ	EFPIA 14.25億ユーロ その他 2.13億ユーロ

- ・欧州離脱に伴い、IMIの様な共同研究機会の減少、それに伴う研究開発人材流出の可能性も

【 欧州医薬品承認制度と想定される影響】

中央承認審査方式

⇒欧州加盟国全てに同時承認を与える
対象: バイオテクノロジー医薬品、革新的医薬品等 (UMNの高い分野、新薬開発が求められている分野)

相互認証審査方式

⇒加盟国で得られた承認を他の加盟国が承認する
対象: 上記(バイオ、革新的医薬品)以外の医薬品

EUROPEAN
MEDICINES AGENCY

名称: 欧州医薬品庁
本部: 英ロンドン
職員: 750人(2011年)

- ・本部が他のEU加盟国に移された場合、製薬企業としては規制当局への対応という観点から追随する可能性が高い
- ・英国独自の薬事規制が取られた場合、新薬の承認取得に追加負担がかかる可能性も

(資料)IMIホームページ等よりみずほ銀行産業調査部作成

みずほ総合研究所調査本部	欧米調査部	吉田 健一郎	03-3591-1265	kenichiro.yoshida@mizuho-ri.co.jp
みずほ銀行産業調査部	総括・海外チーム	中村 正嗣	03-6838-1182	masashi.nakamura@mizuho-bk.co.jp

MIZUHO Research & Analysis / 2

平成28年6月24日発行

©2016 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

編集／発行 株式会社みずほフィナンシャルグループ リサーチ&コンサルティングユニット
東京都千代田区大手町1-5-5 Tel. (03) 5222-5075